

点検 経済安保法案

1

岸田文雄政権は2月25日、「経済安全保障推進法案」を閣議決定しました。問題点を検討します。(金子謙弘)

金子弘

通商安全保全規則法
いわせん。

案は四つのかかはりなつてあります。小林廳の經濟安全本部

①供給網強化②基幹イ
ンフラの事前整備③軍事
技術を含む先端開発支援
④機微技術の特許非公開
化の四つです。①②③
が「戦略的自律性」、④は
われる「やう」の分野で
③と④が「戦略的不可欠
性」といわれる「攻め」
の分野だとされていま
す。

閣僚就任直後の記者会見
で、「経済と安全保障を
一体として捉えていく経
済安全保障」という新しい
政策分野といふものを、
国として進めていかなけ
ればならない」と強調し
つつ、政府としての「定
義」は今後の課題であ
り、「速やかに検討」する
意向を示していました。

概念の定義なし

安全保障」の定義を示していません。

「経済安全保障」と銘打つものの、法案には、「経済安全保障」という概念の定義が定められており、条文の第一章第一条では、「安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する」

政財官癒着を強化

「本部室」とある」。ルートレ
ン席か。眞体名は矢崎と
しらせ、れんじと書いた4
矢崎でね。難波警察が、
おじ帯でね「新井洋輔の
確保」のたぬだじこわ

西原政権のいう「安
全保障」も近田米軍事同
盟を基軸としたもので
す。米国の対日戦略に由
り、「外部に過度に依存
本の「経済力」を動員す
るための法条だ、という
ことが法文から読み取
れます。

要不可欠」「国民生活も
しへは経済活動が依拠し
ている重要な物資」であ
ーの強調（じょうじ
ん）化に向けて政府が施
けられた政策を講じるにあたって
は、規制的な手法ではなく
企業の主体的な取り
組みを後押しする」とを

権限拡大の危険

認められる物質」だり法（2回の田の慶次）と注
案は規定してある。文をわけてある。

しかも、「経済安全保障」についての定義がな
いため、政府の各種施策に
「経済安全保障」とい
う看板さえつけば、政
府の財政・金融支援が可
能となる法案です。4分
野それの箇所で、具
体的な施策は政令で示
す」といわれています。
中央省庁の権限が拡大し
ます。

特定重要物資のものも
のじる表現になってしま
いますが、その具体的な中身
については「必要不可
欠」「外部に過度に依存」、
「おそれ」などの抽象的
表現となっています。そ
れが強化法案になります。政財富癡
介して、特定企業と官庁
の仲をとらむつといわ
てなれば、政財富の癡
着構造がついられるとい
ります。「政財富癡

四
九